（市内伝送機能等の接続料）

第十六条　第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［削る］

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［２　略］

別表第１の１（第６条関係）　対象設備に係る設備区分

第１表

［表略］

第２表

対象設備	設備区分
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	主配線盤	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの

（市内伝送機能等の接続料）

第十六条　第四条の表二の項の加入者交換機共用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機共用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二　第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）及び六の項の機能（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

２　前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、同表六の項の機能については五二メガビット毎秒相当以下に、それぞれ細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条　第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

［２　同上］

別表第１の１（第６条関係）　対象設備に係る設備区分

［表同左］

［新設］